

ちょっと気になるデータ解説

最新のデータでみる非正規雇用者の状況

最近の雇用情勢は、「依然として厳しいものの、このところ持ち直しの動きがみられる」(本年2月月例経済報告)と、過去1年程度、「厳しい」状況の下で「持ち直しの動き」が進んでいく状況にある。ここでは、そのような情勢の中でのいわゆる非正規層の人数、雇用形態、賃金等の状況について、2月下旬に相次いで公表された、総務省の「労働力調査(詳細集計)」及び厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」からみてみたい。

まず、2月21日に公表された労働力調査(詳細集計)平成22年平均(速報)結果(注1)で、非正規雇用者の雇用の状況を見る。平成22年平均の正規の職員・従業員が3355万人(前年比25万人減)と3年連続の減少となったのに対して、非正規の職員・従業員は1755万人と、前年に比べ34万人増加し、2年ぶりの増加となった。平成14年以降(注2)では、リーマン・ショック翌年の平成21年を除き、非正規の職員・従業員は増加傾向にある。また、雇用者(役員を除く)に占める非正規の職員・従業員の割合は34.3%と前年に比べ0.6ポイント上昇し、平成14年以降で最高となった。

非正規の職員・従業員数を雇用形態別(注3)にみると、パート・アルバイトは1192万人と前年に比べて39万人増加、契約社員・嘱託は330万人と9万人増加となっているのに対し、労働者派遣事業所の派遣社員は96万人と前年に比べて12万人の減少となっている。

性、年齢階級別にみた非正規の職員・従業員の割合(性、年齢階級別にみた正規及び非正規の合計に占める割合)は、男性では65歳以上が68.6%ともっとも高く、次いで15～24歳の43.3%、55～64歳の28.8%、25～34歳の14.0%、35～44歳及び45～54歳の8.1%の順となっている。女性では65歳以上が69.4%ともっとも高く、次いで55～64歳の64.0%、45～54歳の57.8%、35～44歳の53.7%、15～24歳の49.6%、25～34歳の41.3%の順となっている。男性では、高齢層と若年齢層で非正規の職員・従業員の割合が高いのに対し、女性では、25～34歳を除く全ての年齢階級において、半数または半数以上を非正規の職員・従業員が占める。

次に、2月22日に公表された平成22年賃金構造基本統計調査結果(注4)で非正規雇用者の賃金(注5)をみてみよう。賃金構造基本統計調査では、常用労働者の雇用形態を図1のように区分しており、「正社員・正職員以外」とは事業所で「正社員・正職員」とする者に該当しない者である。本稿では、短時間労働者を含めず、一般労働者の「正社員・正職員以外」の賃金に着目した。

平成22年の一般労働者の「正社員・正職員」の賃金を性別にみると、男性で338.5千円(平均年齢41.5歳、勤続年数13.8年)、女性で244.0千円(同38.7歳、同9.7年)となっている。「正社員・正職員以外」の賃金は、男性で、228.8千円(同47.4歳、同7.6年)と前年比3.1%の増加、女性で、170.9千円(同42.9歳、同6.0年)と前年比0.7%の減少となっている。年齢階級別にみると、「正社員・正職員」では年齢階級が高くなるとともに賃金が上昇し50～54歳(女性は45～49歳)をピークとする賃金カーブとなっている。「正社員・正職員以外」については、男性では55～59歳と60～64歳をピーク(251.3千円)とするゆるやかな賃金カーブになっているのに対し、女性では年齢階級が高くなっても賃金の上昇があまりみられず、30～34歳における183.6千円がもっとも高い賃金となっている(図2)。

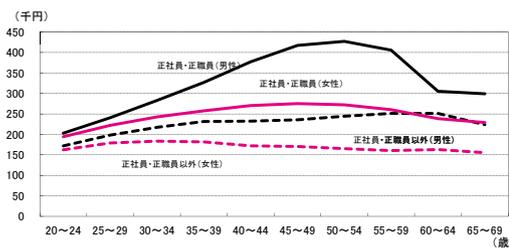
(調査・解析部 上村聡子)

図1 賃金構造基本統計調査における雇用形態



資料出所：平成22年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

図2 雇用形態別賃金



資料出所：平成22年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

(注1) 調査結果の詳細については総務省統計局のホームページ (<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/dt/index.htm>) を参照。

(注2) 平成13年までは「労働力調査・特別調査」で同14年以降現行の形となった。

(注3) 労働力調査(詳細集計)では、就業者のうち会社・団体等の役員を除く雇用者の雇用形態を、勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」、「その他」に区分している。

(注4) 調査結果の詳細については厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/52-22.html>) を参照。

(注5) 所定内給与額。きまって支給する現金給与額(労働契約等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給されたもの)のうち、超過労働給与額(時間外勤務手当、深夜勤務手当等)を差し引いた額。

当機構が公開している労働統計データベース (<http://stat.jil.go.jp/>) は、厚生労働省から公表される統計調査を中心に、賃金や労働時間などの労働統計データを幅広く提供しています。賃金構造基本統計調査を時系列で検索できることが特徴の1つで、新産業分類(日本標準産業分類の第12回改定)で表章された21年結果と過去のデータとの接続作業を行っていましたが、3月4日より21年結果の提供を開始しています。